

ご利用できる方

- ◆ショートステイ・・・介護保険制度で認定された「要介護 1～5」までの方
- ◆介護予防ショートステイ・・・介護保険制度で認定された「要支援 1・2」の方

ご利用期間

1泊2日から可能で、連続利用は入退所日を含めて30日まで。

ご利用料金 (自己負担額 1日あたり)

【1】介護保険給付対象サービス

介護保険給付対象サービスの自己負担額は、介護保険からの給付額(9割)を除いた金額(1割)です。

下表では自己負担額・1割の場合を示しています。※2割～3割負担の場合は、別途ご案内いたします。 <非課税>

サービス区分	介護予防ショートステイ		ショートステイ				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ご本人の要介護度							
A 短期入所療養介護費(1工型)	624 単位	789 単位	836 単位	883 単位	948 単位	1,003 単位	1,056 単位
B 夜勤職員配置加算	24 単位						
C サービス提供体制強化加算	18 単位(加算Ⅱ)						
D 送迎加算(片道)	184 単位						
E 在宅復帰在宅療養支援機能加算(I)	51 単位						
F 生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)100 単位/月、(Ⅱ)10 単位/月						
G (A+B+C+E+F+処遇改善加算)×地域加算の1割負担	1,023 円 /日	1,209 円 /日	1,262 円 /日	1,314 円 /日	1,387 円 /日	1,449 円 /日	1,509 円 /日

- ◆上記以外にも必要に応じて提供するサービスとして療養食加算、総合医学管理加算などがあります(処遇改善加算は含まれていません)。詳細は係までお尋ね下さい。◆佐倉市地域加算 1単位=10.45円で計算されます。

【2】その他のサービス

< *印は課税対象です >

ご利用サービス	利用料金	内容
H 食費	2,000 円	食材料費および調理費に相当するものです。
I 居住費	2,322 円	室料および光熱水費に相当するものです。
J 日常生活品費	370 円	石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり等に相当するものです。
K 教養娯楽費	170 円	レクリエーションで使用する材料、遊具、新聞、雑誌等に相当するものです。
L トイレ付個室料(一部居室のみ)	1,212 円*	トイレ付個室はゆとりある広さとなっており、居室内専用トイレ・大型洗面化粧台やワンランク上の内装・家具・備品が付きます。
M 理美容サービス	実費	理美容師による出張カットサービスです。シャンプーやパーマ、カラーリング、髭剃り等は別料金になります。
N テレビ代	33 円*	各お部屋でのテレビ使用料です。
O 健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種など医療保険適用以外のもの。
P 行事費等	実費	行事食や食に関するイベントの一部の費用や外出の際の入園料、飲食代など特別なもの。
Q 日常生活上特別に必要となるもの	実費	日常生活で当苑が用意するもの以外で特別に必要とする場合。当苑指定以外のオムツをご希望の場合は実費となります。

- ◆介護保険限度額認定制度対象の方は、食費・居住費が減額になります。詳細は市町村担当窓口にご確認ください。

上記【1】+【2】の合計額がご利用料金となります

負担額合計の一例・・・ トイレ付個室 日額7,336円 介護保険自己負担分(1)+自費分(2)
(要介護1のケース)

ご相談は 電話043-460-7117 (受付時間：午前10時～午後5時)



社会福祉法人 ユーカリ優都会

令和6年6月1日現在

※料金やサービス内容等は変更になる場合がございます。